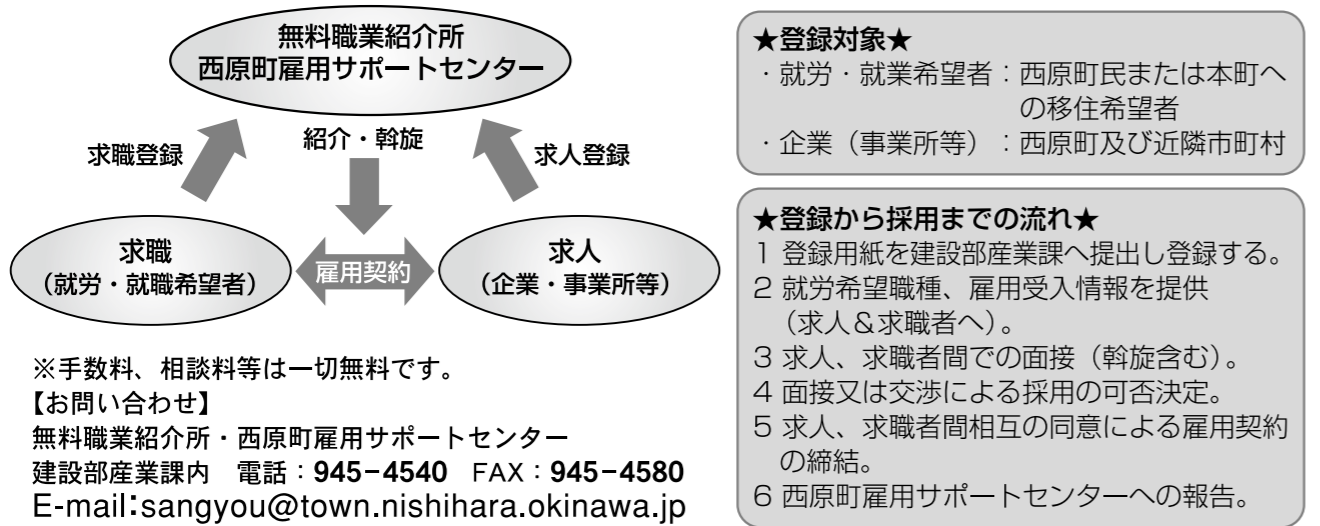


# 求人と求職をマッチング! 無料職業紹介所 西原町雇用サポートセンター

西原町では、町民の雇用機会の創出拡充を図り、産業振興による地域活性化を図ることを目的に、雇用情勢の把握及び情報交換等の相互連携を進め就職困難者や低所得者等の就労支援を基本とし、新たな雇用の創出と失業者対策を進め、本町の経済の発展と産業振興を推進し町民の生活向上に寄与するため、西原町雇用サポートセンターを開設いたします。

(無料職業紹介所とは)  
求職者・企業(事業者等)への就職紹介や人材紹介に関し、対価として、手数料または報酬を受けないで行う職業紹介事業です。  
西原町雇用サポートセンターは、町内の企業(事業所等)が必要とする人材の登録、就労を希望する求職者の希望職種等を登録していただき、求職者の能力や職種にあった職業紹介事業を行います。

## 西原町雇用サポートセンターの機能



## 西原町雇用サポートセンター看板設置式を挙行

町内の厳しい雇用状況の改善を目指し、無料職業紹介所「西原町雇用サポートセンター」が開設するにあたり、11月30日に看板設置式を行いました。町では雇用情勢の把握や情報交換等を通じた相互連携を図ることを目的に、西原町雇用対策推進本部(上間明本部長)を昨年11月に立ち上げており、会議での議論を経て同センターの設置に向けた取り組みを進めてきました。開設にあたり上間町長は「雇用の問題はきわめて重大。今後、町内で求人と求職のマッチングを進めていきたい」とあいさつし、今後の抱負を述べました。同センターの無料職業紹介所は建設部産業課に設置され、就労・就業希望者や求人を希望する事業所の対応にあたります。年度内は紙ベースでの求人・求職案内になりますが、平成23年度からはホームページを活用した案内を予定しており、年間100人程度の雇用創出を目指します。



国際標準規格 ISO9001：2008 認証取得 預かり金保証制度(国庫補助事業) 加入会社

Since1981 沖縄県知事免許(8)第0928号  
あなたのホームプランナー  
**南新物産**

地域の不動産業で29年

不動産管理・賃貸仲介・売買仲介・有効活用相談  
不動産のことでしたら何なりとお申し付け下さい。



南風原本店 〒901-1104 沖縄県南風原町宮平641番地の7  
TEL:098-889-4007 FAX:098-889-4033 http://www.nanchan.co.jp E-mail hae@nanchan.co.jp

# 不動産の公売のお知らせ

差押している不動産の公売を、下記のとおり入札方法により行います。  
公売の入札には、原則としてどなたでも参加できます。  
手続きなど詳しくは「公売広報(税務課等に設置)」または「公売広告(告示板)」をご覧ください。  
なお、滞納になっている税金の納付などにより、中止になる場合もありますので、参加される方は、入札当日ご確認のうえお越しください。

- 日時：2月8日(火) 午後2時00分から午後2時15分まで
- 場所：西原町役場2階会議室
- 公売対象不動産：宅地1筆、原野1筆  
公売財産の明細は「公売広報」または「公売公告」をご覧ください。

公売財産一覧表(不動産は登記簿謄本による表示です。)

売却区分番号	見積価額		財産種別	財産所在地	その他事項
	公売保証金	見積価格			
23の1	301,000円	32,000円	原野	中城村字伊集宇宙原294番2 地積・406㎡	
	評定中 円				
合23の2	見積価格の10%以上 円		宅地	国頭郡本部町字謝花大久保原 (物件は直接に係員にお聞きください。)	

- 物件の確認・入札される前に現地の状況確認や登記簿の閲覧などにより、権利関係などを確認してください。現地の下見の際は担当者にご確認ください。  
差押財産は滞納者本人の所有物なので節度ある行為をお願いします。
- 入札当日に必要なものの詳細は「公売広報」をご覧ください。

お問い合わせ：総務部税務課 滞納整理班 ☎945-4729

## 町・県民税(4期分)は1月31日(月)が納期限です

- 納め忘れのないよう、期限内納付をよろしくお願ひします。
- 町・県民税は、前年の所得に対して課税される税です。
  - 口座振替を利用すると納期を気にすることなく便利です。
  - 督促料・延滞金の加算は、法定納期限内に納めた納税者との公平性を保つためのペナルティーです。
  - 滞納が続きますと預金差押等滞納処分をおこなう場合があります。

### 平成22年度各町税目の納期

税目	納期	第一期	第二期	第三期	第四期
町県民税		6月30日	8月31日	11月1日	平成23年1月31日
固定資産税		4月30日	8月2日	12月27日	平成23年2月28日
軽自動車税		5月31日			

※※※重複納付にご注意ください※※※

「当初納付書」と「督促状」等で同一期の税金を、重複払いするケースが発生しています。納付期限を過ぎて支払う際は注意しましょう。また、領収書等はまとめて控えてください。

お問い合わせ：総務部 税務課 徴収・収納係 ☎945-4729